

直接引用新考

有 田 潤

1. 直接引用 (=直接話法 direkte Rede) は「自他の言・考を《言葉どおり》(wörtlich, unmittelbar) に再現する話法」であると説かれ、それから先は、間接話法・体験話法への変換が問題にされる程度である。しかし直接引用は無条件に《言葉どおり》だとはいえない。
2. まず言語のありかたを (1) 音声 (言語の立場からみた人の発声, 動物の鳴き声, 事物の音響など) と (2) テキスト (文字に定着したもの) に分けて考える。(1) (2) は話し言葉 (langue parlée) と書き言葉 (langue écrite) の対立に類似する点もあるが、同じではない。
3. 直接引用は音声によっても可能であるが、ここではテキストに表わされた場合だけを取りあげる。直接引用の特徴は次の2点になる。
 - (a) 類似 (Ähnlichkeit) と仮構 (Fiktion)
 - (b) 完結 (Abgeschlossenheit) と独立 (Unabhängigkeit)
4. (a) は“似て非なる仮構形式”という特徴をいう。「言葉どおり」「ありのまま」は実際にはありえない。ただしこれには例外がある (7.)。直接引用のいっそう根本的な特徴は (b) である。
5. (b) は“直接引用文は必ずしも導入部 (ト書き) を要せず、本来それ自身で成りたつ”の意である。これは引用符とも関連がある。導入部は付けたしであって、引用文との内面的関係が希薄であり (例: „Quak, quak“, machte es aus dem Teich.), 書かれなないことも少なくない。直接引用における導入部のこの“自由さ”のおかげで、言・考とかかわりのない動作表現の動詞 (「...」と泣く, 「...」と立ちあがる, など) を用いても不自然にならない。
6. これに反して“趣・旨・由” (Inhalt) の伝達である間接話法においては、純粹の動作動詞を導入部にすると奇妙な感じを与える。
7. テキスト (文字で固定されている) からの引証だけは、例外的に「言葉どおり」の直接引用になりうるから、この場合には類似と仮構を問題にしないでよい。
8. 直接引用文には文法的制約はない。
9. 以上の観察に基づいて、直接引用と間接話法の対比を試みる。

本研究は『ドイツ語学講座』24「直接引用」を出発点とし、雑誌『ドイツ語学研究』5号「直接引用再考」の1部を訂正したものである。『講座』VI集に収録する予定。